

令和 2 年 7 月 14 日  
改訂 令和 2 年 10 月 23 日  
改訂 令和 3 年 1 月 12 日  
改訂 令和 3 年 6 月 17 日  
改訂 令和 3 年 8 月 27 日  
改訂 令和 3 年 10 月 12 日  
改訂 令和 3 年 12 月 27 日  
改訂 令和 4 年 6 月 8 日  
改訂 令和 4 年 8 月 1 日  
改訂 令和 4 年 9 月 3 日  
改訂 令和 5 年 1 月 5 日  
改訂 令和 5 年 3 月 13 日

県立足柄ふれあいの村  
新型コロナウイルス感染防止に対応した受入マニュアル

## 1. 本マニュアルの趣旨・位置づけについて

本マニュアルの策定にあたっては、県が策定した「県立ふれあいの村における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」を基に、当村の現状や様々な観点を総合的に鑑み、施設再開時の運営にあたっての要点を規定するものであります。

本マニュアルを基に、今後の施設運営方針やご利用者の皆様に対し、利用にあたっての協力依頼「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」、「新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」等を整備します。

なお、国や県による新たな基準の公表や方針変更・要請に伴い、本マニュアルを必要に応じて速やかに内容を見直すものとします。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

- 適切な場面でのマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指の衛生、効率的な換気を行う。  
※村内でのマスクの着用は、「別紙 足柄ふれあいの村村内での活動及び生活時におけるマスク着用の考え方について」に詳細を定める。
- 県教育委員会や愛川ふれあいの村等と連携、連絡調整を行いながら防止対策を進める。

## 3. 受入にあたっての留意事項

### (1) 受入可能な団体、利用者の条件（宿泊・日帰り共通）

- 当村が示す感染予防対策にご理解をいただき、別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項につき、同意を得られた団体及び個人であること。  
なお、次の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせて頂く。  
ア. 利用日当日から 3 日前までの間において、利用する当人に発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等（※持病等によるもの場合は除く）があるなど、体調が悪い場合。

(※発熱は 37.5 度以上、または平熱比でプラス 1 度以上を目安とする) 但し、利用日  
前日までに、医療機関や PCR 検査センター、抗原検査等で陰性を確認した場合につい  
ては、この限りではない。

- イ. 利用日当日から 3 日前までの間において、利用する当人の同居家族や日常接する機会  
のある極めて身近な知人等に、前記アの様な症状や体調の悪い方、もしくは新型コロ  
ナウイルスの陽性・感染者、発症者の濃厚接触者と判断された方がいる場合。但し利  
用日前日までに利用する当人に前記アの様な症状がなく、尚且つ当人も感染・発  
症が疑われる者が、医療機関や PCR 検査センター、抗原検査等で陰性と判断された場  
合は利用可能とする。
- ウ. 新型コロナウイルスの陽性・感染者、発症者と判断され、自宅等での療養期間中の場  
合及び、新型コロナウイルスの陽性・感染者、発症者の濃厚接触者及びみなし陽性者  
と判断され、健康観察期間中の場合。
- エ. 検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域から帰国・入国する方で、検疫  
所の指示等により待機期間中である場合。
- オ. 上記に当てはまらない事情の場合は、問い合わせや申し出があった時に、状況等を確  
認した上で村が総合的に利用可否の判断を行う。

## (2) 宿泊室の鍵の受け渡し時間の変更について

○宿泊室の使用後に於ける、換気時間の確保のため、鍵の受け渡し時間を、従来の 11 時から  
を 12 時へ変更する。なお、返却時間については現行通り 10 時とする。

## 4. 施設利用に於ける感染防止対策

### (1) オリエンテーションの実施と当日の打合せ

○当日打合せ、下見打合せ

・各種打合せの実施時については、**屋内の密になる場面等、状況に応じて適切なマスクの  
着用を推奨する。**

○オリエンテーション

・屋内の密になる場面等、状況に応じて適切なマスクの着用を**推奨した上で実施する。**

### (2) 活動施設（プレイルーム、大会議室、展示ガイダンス室他）の利用時

○活動施設内での**密を出来る限り避ける。**

○活動中は 1 時間に 1 回程度、出来る限り 2 か所以上の窓を開け、換気を行う。

○活動中は状況や必要に応じた適切なマスクの着用を**推奨する。**

○活動施設への入室の際には、手指の消毒を行う。

### (3) 活動プログラム等

○活動プログラムの企画に関しては、ゆとりを持たせた時間配分、参加者が密にならないよ  
う工夫するとともに、実際の運営にあたっては密にならないような指導や配慮、活動前の  
手洗い、手指の消毒、状況や必要に応じた適切なマスクの着用を**推奨する。**

#### (4) 入浴について

- 脱衣所や浴室が**なるべく密にならないよう**注意する。
- 利用の時間帯が集中しない様、開始時間を通常運用時よりも早める等、柔軟な対応をおこなう。
- 団体指導者や責任者には、利用時や次の利用者が待機している場が密にならないよう、指導の徹底をお願いする。
- 洗面具等（タオル、歯磨き粉等）は共用せず、必ず個人のものを用意し使用する。
- 脱衣カゴは撤去する。脱衣後の衣服は、利用者が持参した袋等に必ず入れる。

#### (5) リネン類及び寝具類について

- 就寝時には、寝具類に於けるリネンの適切な使用を行うこと。返却時は、施設が用意する専用の回収袋にまとめ、所定の場所へ返却する。
- 発熱等感染疑義者が使用したリネン類及び寝具類の取り扱いについては、別紙「県立足柄ふれあいの村 新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」に沿って対応する。

#### (6) 食事提供について（日帰り・宿泊共通）

##### ○室内食（ビュッフェ）（朝食・昼食・夕食共通事項）

- ・食堂用スリッパは撤去する。必要であれば室内履き等をご持参頂く。
- ・食堂に入室後、手洗いの後、手指の消毒を行う。
- ・**食堂内では多くの利用者が集う空間であることを踏まえ、各個人、団体毎の判断により、適切なマスクの着用を推奨する。**
- ・過度な密を避けるため、食堂内の定員を、概ね 100 名から 120 名程度とし、これを超える人数については入替とするが、様々な状況により、団体との調整及び合意の上、これ以上の定員での受入も可能とする。
- ・喫食時の対面を避ける配席（テーブルの片側のみや、交互での配席等）を推奨する。
- ・喫食時間は、入室から配膳、片付までを 45 分間とし、次の利用団体への入替と消毒作業のため、10 分間のインターバルを置く。
- ・原則として、1 団体で占有利用することを基本とするが、家族利用や小グループ利用が重なる場合には、十分な距離を確保した配席により、同時利用を可とする。
- ・配食は各団体及び家族・グループ毎に料理を入れた食缶（入れ物）で提供し、盛り付けやおかわりの際は、手指を消毒してから各人で行う。（取り分け用のトング等は適宜交換を行う）
- ・ドリンクバーは、ボタン操作前に**できるだけ消毒を行った上**で行う。

##### ○野外炊事について

- ・野外炊事の**実施時については、屋内の密になる場面等、状況に応じて適切なマスクの着用を推奨する。**
- ・野外炊事の際には、実施前の手洗い、手指の消毒を行うとともに、炊事用具の洗浄をし

てから活動をおこなう。

#### (7) 利用者の方への周知、お願い、徹底事項

- 消毒液、体温計、予備のマスク（含むマスクケース）等を**必要に応じて**持参すること。
- マスクや鼻水を拭いたティッシュ類等は、袋を2重にし、曝露を防ぐ措置を取った上でお持ち帰りいただくこと。
- 利用後、一両日中以内に、新型コロナウイルスの陽性と診断、確認された場合には、足柄ふれあいの村に連絡をすること。
- 手洗い後等に手を拭くためのハンカチやタオル類を、必ず複数枚ご持参頂くこと。
- 別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項につき、同意を頂くこと。
- 宿泊室の使用時は、**必要に応じて**利用者に高頻度接触箇所等の消毒作業をして頂く。この際の消毒作業に必要なアルコール等は管理棟受付で貸出する。なお、発熱者等が発生した宿泊室に関しては、職員が消毒作業を行う。
- 宿泊室の退室時は、換気のために窓を網戸にして頂くこと。

#### 4. 感染疑義者が発生した場合の対応について

- ・別紙「県立足柄ふれあいの村 新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」に沿って対応する。

#### 5. 管理運営上に於ける感染防止対策

##### (1) 施設共通

- 受付窓口に飛沫感染防止用の透明ビニール幕を設置する。
- 村内各所へ、手指用の消毒液を設置する。
- 会計時はコイントレイを使用する。
- 村内各所への手洗い、うがい、手指消毒等の取行POPを掲示する。
- 利用に関する書類については、紙媒体でのやり取りを出来る限り避け、メール等での提出を推奨する。
- 名札の貸出は行わないが、持参を忘れた場合には代替の物の貸出を行う。

##### (2) トイレの衛生管理について

- 便座、ドアノブ等は、次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコールによる清拭消毒を行う。
- 洋式トイレは、蓋を閉めてから水を流すことを促す掲示を行う。

##### (3) 職員の安全確保

- 出勤前及び出勤後に、感染・発症が疑われる（発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等）体調不良の症状がある場合は、直ぐに退勤又は出勤を控える様に指示し、必要に応じて医療機関への受診、又は新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルへの連絡を促す。
- 同居家族や日常接する機会のある身近な知人に感染・発症が疑われる方がいる場合は出勤

を控える。

- 陽性・感染が判明した場合は、保健所等の聞き取り等に協力し、必要な情報提供を行う。
- 状況や必要に応じたマスク等の適切な着用、手洗い、うがい、手指消毒の徹底をする。
- 事務所は1時間に1回程度の換気を行う。
- 職員が消毒作業やゴミの収集廃棄等を行う際には、マスクと手袋等を着用する。作業後は手洗い、うがい、手指消毒を徹底する。

#### 附記

本マニュアルは令和5年3月13日現在の状況に基づくものであり、今後適宜更新する。